

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見に対する対応（案）

内閣府国民生活局

政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見	対 応 （案）
<p>【所管法人共通】</p> <p>・「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」に関する事項において、i) 業務運営の効率化に関する目標数値の達成状況について財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価が行われていない法人、ii) 中期目標等の主要な業務ごとの財務状況を把握した上での評価が行われていない法人がみられた。これらの法人について、業務運営の効率化の達成状況を財務諸表等の勘定科目等との関係や費用全体の削減状況を踏まえた評価、主要な業務ごとの財務状況を付属明細書のセグメント情報等で明らかにした上での評価を行うべきである。</p>	<p>○ 類似業務ごとの財務情報の提出を受けるとともに、独立行政法人から説明を受け、評価を行う。</p>
<p>・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において、独立行政法人を含む公的部門全体の人件費を抑制することとし、こうした取組を通じ、当該法人に対する運営費交付金等を見直すこととされ、現在、各方面で議論が行われているが、今後の議論の動向も踏まえて、必要な評価を行うべきである。</p>	<p>○ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」に基づき策定された「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、中期目標及び中期計画に人件費削減の取り組みについて記載した。年度評価に当たっても、人件費抑制の進捗状況等について、独立行政法人から説明を受け、評価を行う。</p>